

令和7年度 第4回 常設審議委員会 次第

開催会場 第二水産ビル 4階 4S会議室

開催月日 令和 7年 7月25日(金)

1 開 会

2 挨拶

3 議事録署名者指名

4 常設審議委員会傍聴規程の改定について

5 諮問・意見聴取

1) 農業振興地域の整備に関する法律第15条の2の規定に基づく諮問について

2) 農地法第4条及び第5条の規定に基づく意見聴取について

6 報 告

1) 経済財政運営と改革の基本方針2025について

2) 農業経営基盤強化準備金制度について

7 協 議

1) 令和7年度 地域の実態に即した施策の実現に向けた要請活動について

8 そ の 他

9 閉 会

【メモ】

次回 令和7年度第5回常設審議委員会は、令和 7年 8月25日(月曜日)

開会時間は、13:30です。※ 開催時間を変更する可能性があります。

場所は、第二水産ビル 3階 3S会議室です。(予定)

※ 新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、開催日を期日とした書面開催を行う場合があります。

一般社団法人 北海道農業会議 常設審議委員会傍聴規程の遵守について

一般社団法人北海道農業会議常設審議委員会傍聴規程

（目 的）

第1条

この規程は、一般社団法人北海道農業会議常設審議委員会（以下、「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴人の定義）

第2条

この規程で「傍聴人」とは、以下に掲げる者以外の者をいう。

- ① 一般社団法人北海道農業会議常設審議委員会運営規程第3条第2項第3号から同条同項第7項までに規定された団体の役職員
- ② 北海道職員
- ③ 一般社団法人北海道農業会議代表理事会長が、当該常設審議委員会に出席を求めた者

（傍聴の手続）

第3条

傍聴を認める定員は5名とする。

- 2 委員会を傍聴しようとする者は、委員会の開催予定時刻の30分前から開催予定時刻までに受付において傍聴人名簿に署名して受付を済ませ、一般社団法人北海道農業会議事務局職員（以下、「職員」という。）の指示を受けて傍聴席に着席するものとする。
- 3 前項の受付は、定員になり次第終了する。

（傍聴することができない者）

第4条

次の各号に該当する者は、傍聴することができない。

- ① 酒気を帯びている者
 - ② 危険物を携帯している者
 - ③ 張り紙、ビラ、掲示板、フラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
 - ④ はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用または携帯している者
 - ⑤ 楽器、ラジオその他音声を発する機械類を携帯している者
 - ⑥ 前各号に定めるもののほか、議事を妨害または人に迷惑を及ぼすと認められる者
- 2 児童及び乳幼児は傍聴席に入ることができない。ただし、保護者が同伴する場合はこの限りでない。

（傍聴人の守るべき事項）

第5条 傍聴人は傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- ① 静粛を保ち、会議内容に関する発言あるいは私語等をしないこと。
- ② 委員会会場における言論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- ③ 喫煙をしないこと。
- ④ みだりに席を離れまたは不体裁な行為をしないこと。
- ⑤ 携帯電話、パーソナルコンピューター等の情報通信機器を使用しないこと。また、これら機器の受信音を出さないこと。
- ⑥ 写真撮影、録画および録音等をしないこと。
- ⑦ 前各号に定めるもののほか、委員会会場の秩序を乱しまたは委員会の妨害となるような行為をしないこと。

（報道機関の特例）

第6条

報道機関の傍聴については、必要に応じて記者席を設けるものとする。

- 2 報道機関から取材等の申入れがある場合は、委員会会場内の写真撮影、録画および録音を認めるものとする。ただし、その方法等については議長または職員の指示に従わなければならない。

（資料の不配付）

第7条

傍聴人に対しては、一般社団法人北海道農業会議定款第42条第1項第1号に掲げる事項の処理に係る資料を配布しない。

（違反に対する措置）

第8条

傍聴人がこの規程に違反するときは議長はこれを制止し、その命令に従わないときはこれを退場させることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成28年11月25日（第8回常設審議委員会の日）から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和7年7月25日（第4回常設審議委員会の日）から施行する。

1 傍聴規程に基づく名簿の作成の徹底

第3条第2項

委員会を傍聴しようとする者は、委員会の開催予定時刻の30分前から開催予定時刻までに受付において傍聴人名簿に署名して受付を済ませ、一般社団法人北海道農業会議事務局職員（以下、「職員」という。）の指示を受けて傍聴席に着席するものとする。

2 個人情報の保護の徹底

改定後	改定前
（資料の不配布） 第7条 傍聴人に対しては常設審議委員会資料のうち、<u>一般社団法人北海道農業会議定款第42条第1項第1号に掲げる事項の処理に必要な資料を配布しない。</u>	（資料の不配布） 第7条 傍聴人に対しては常設審議委員会資料を配布しない。 ただし、前条に規定する報道機関はこの限りではない。

【 参考 】

北海道農業会議定款

第42条第1項第1号

常設審議委員会は、次に掲げる事項を処理する。

一 農業委員会法第43条第1項第7号に規定する農地法その他の法令の規定により都道府県機構が行うとされた事項

- ※ 農地転用（農地法第4条・第5条）
- 賃貸借の解約（農地法第18条）
- 所有者不明農地の賃貸借（農地法第41条）
- 開発行為（農振法第15条の2）
- 交換分合（土地改良法第97条） など

(別紙)

経済財政運営と改革の基本方針 2025
～「今日より明日はよくなる」と実感できる社会へ～

令和7年6月13日

経済財政運営と改革の基本方針 2025
(目次)

第1章 マクロ経済運営の基本的考え方 ————— 1

1. 日本経済を取り巻く環境と目指す道
2. 当面のリスクへの対応及び賃上げを起点とした成長型経済の実現
3. 人口減少下における持続可能な経済社会の構築
4. 人中心の国づくり
5. 不確実性が高まる国際情勢への備え

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現 ————— 6

1. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着 ～賃上げ支援の政策総動員～
 - (1) 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の実行
 - (2) 三位一体の労働市場改革及び中堅・中小企業による賃上げの後押し
2. 地方創生2.0の推進及び地域における社会課題への対応
 - (1) 地方創生2.0の推進 ～令和の日本列島改造～
 - (2) 地域における社会課題への対応
 - (3) 農林水産業の構造転換による成長産業化及び食料安全保障の確保
 - (4) 文化芸術・スポーツの振興
3. 「投資立国」及び「資産運用立国」による将来の賃金・所得の増加
 - (1) GXの推進
 - (2) DXの推進
 - (3) フロンティアの開拓
 - (4) 先端科学技術の推進
 - (5) スタートアップへの支援
 - (6) 海外活力の取り込み
 - (7) 資産運用立国の実現

4. 国民の安心・安全の確保

- (1) 防災・減災・国土強靱化の推進
- (2) 東日本大震災からの復興・再生及び能登半島地震からの復旧・復興等
- (3) 外交・安全保障の強化
- (4) 経済安全保障の強化
- (5) 外国人との秩序ある共生社会の実現
- (6) 「世界一安全な日本」の実現
- (7) 「誰一人取り残されない社会」の実現

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現 ————— 37

1. 「経済・財政新生計画」の推進

2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

- (1) 全世代型社会保障の構築
- (2) 少子化対策及びこども・若者政策の推進
- (3) 公教育の再生・研究活動の活性化
- (4) 戦略的な社会資本整備の推進
- (5) 持続可能な地方財政基盤の強化

3. 計画推進のための取組の強化

4. 物価上昇に合わせた公的制度の点検・見直し

第4章 当面の経済財政運営と令和8年度予算編成に向けた考え方 ————— 51

1. 当面の経済財政運営について

2. 令和8年度予算編成に向けた考え方

第1章 マクロ経済運営の基本的考え方

1. 日本経済を取り巻く環境と目指す道

世界に安定と繁栄をもたらしてきた国際秩序は、現在、自国第一主義や権威主義的国家の台頭によって変化しつつある。力や威圧による一方的な現状変更の試みも続いている。

政府は、いかなる状況下にあっても、国益を守り抜く。そのため、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持・強化すると同時に、パワーポリティクスの下で新たな国際秩序が形成されることにも備える。そして、世界の安定と繁栄に貢献しながら、我が国経済社会の持続性を確保していく。

厳しさを増しているのは国際環境だけではない。国内では、例えば、頻発する自然災害や甚大な被害が想定される大規模地震への対処、老朽化したインフラの保全、エネルギー・食料・経済安全保障の確立など、強靱な経済構造をつくるための課題は山積している。

本格的な人口減少を見据えた経済・財政・社会保障制度の持続可能性の確保など、これまで指摘されながら、必ずしも十分に進んでいない構造改革への取組。人口減少下にあっても、経済のパイを縮小させないためのイノベーションや生産性の向上、そして、その前提となる質の高い雇用の確保。我が国を取り巻く国際秩序が大きく変化する中にあっても、官民が連携し、こうした課題解決のための取組を推進し、我が国経済の持続的成長と国民生活の豊かさの向上を目指すことこそが、「新しい資本主義」の実現にほかならない。

「新しい資本主義」の実現に向けた取組によって、30年続いたコストカット型経済は終焉を迎えつつあり、5%を上回る賃上げが2年連続して実現した¹。石破内閣は、その取組を更に進め、「賃上げこそが成長戦略の要」との考え方に立って、最低賃金の引上げを含め、物価上昇を安定的に上回る賃上げを実現する。そして、国民が「今日より明日はよくなる」と実感でき、ふるさとへの思いを高めることができる「新しい日本・楽しい日本」を実現することを目指す。そのための経済財政運営と改革の基本方針が、本方針である。

2. 当面のリスクへの対応及び賃上げを起点とした成長型経済の実現

米国による一連の関税措置及びその後の対抗措置の応酬は、これまで国際社会が培ってきた自由で開かれた貿易・投資体制をゆるがせにするものとして、我が国からの輸出を減少させるだけでなく、家計や企業のマインドの慎重化を通じて消費や投資を下押しするおそれがあり、我が国経済全体を下振れさせるリスクとなっている。また、足元では、食料品を中心とする物価高が継続し、家計や企業は、依然として厳しい状況に置かれている。

まずは、これらのリスクへの備え・対応に万全を期す。

¹ 「2024春季生活賃金第7回（最終）回答集計結果」（2024年7月3日日本労働組合総連合会公表）及び「2025春季生活賃金第6回回答集計結果」（2025年6月5日日本労働組合総連合会公表）。

戦後国際社会が築き上げてきた自由貿易体制の恩恵を受ける我が国としては、米国に対して措置の見直しを強く求めつつ、日米が共に成長するための協力関係を力強く推し進めるため、粘り強く協議を続ける。同時に、関税措置による国内産業・経済への影響を想定し、資金繰り対策など、必要な支援を行うだけでなく、あらゆる事態を想定して万全の措置を講ずる。また、国内投資の拡大やサプライチェーンの強靱化、対日直接投資の促進、円滑な労働移動等に取り組むとともに、内需の拡大を含め外的環境の変化に強い経済構造を構築する。

足元の物価高については、その動向が家計や事業活動に与える影響に細心の注意を払いつつ、令和6年度補正予算や令和7年度予算に盛り込んだ施策に加え、物価や国民生活の状況に応じて、政府備蓄米の売渡し、燃料油価格の定額引下げ、電気・ガス料金支援を追加しており、あらゆる政策を総動員して、国民生活・事業活動を守り抜く。

我が国経済は、これらのリスクに直面する一方で、現在、名目GDPは600兆円を超え、賃金も2年連続で5%を上回る賃上げ率が実現するなど、成長と分配の好循環が動き始めている。コストカット型経済から脱却し、デフレに後戻りせず、成長型経済への移行を確実なものとするため、当面のリスクへの備え・対応に万全を期すとともに、日本経済全国津々浦々の成長力を強化する。

「賃上げこそが成長戦略の要」である。持続的・安定的な物価上昇の下、日本経済全体で1%程度の実質賃金上昇を定着させ、国民の所得と経済全体の生産性を向上させる。この実現に向け、中小企業・小規模事業者の賃上げを促進するため、適切な価格転嫁や生産性向上、経営基盤を強化する事業承継・M&Aを後押しするなど、賃上げ支援の施策を総動員する。最低賃金を着実に引き上げ、2020年代に全国平均1,500円という高い目標に向かってたゆまぬ努力を続ける。将来における賃金・所得の増加にも取り組む。企業の稼ぐ力を継続的に高めるため、GX・DX、スタートアップ、経済安全保障等の分野において、官と民が連携した投資が行われる「投資立国」の取組を進める。貯蓄から投資への流れを確実なものとし、中長期の視点から国民の資産形成を後押しする「資産運用立国」の取組を進める。

「地方創生2.0」は、「新しい日本・楽しい日本」を実現するための政策の核心である。「令和の日本列島改造」としてこれを進め、「若者や女性にも選ばれる地方」を実現する取組等を通じて、日本全体の活力を取り戻す。

国民の安心・安全を確保することは、成長型経済への移行の礎となる。東日本大震災や令和6年能登半島地震を始めとする自然災害からの復旧・復興、防災・減災・国土強靱化、外交・安全保障環境の変化への対応、犯罪対策の強化等に取り組む。

減税政策よりも賃上げ政策こそが成長戦略の要という基本的考え方の下、既に講じた減税政策に加えて、これから実現する賃上げによって更に手取りが増えるようにする。その

ために、経済全体のパイを拡大する中で、物価上昇を上回る賃上げを普及・定着させ、現在及び将来の賃金・所得が継続的に増加する「賃上げを起点とした成長型経済」を実現することを目指す。

政府は、引き続き、日本銀行と密接に連携し、経済・物価動向に応じた機動的なマクロ経済政策運営を行う。政府は、競争力と成長力強化のための構造改革に取り組むとともに、持続可能な財政構造を確立するための取組を推進する。日本銀行には、経済・物価・金融情勢に応じて適切な金融政策運営を行うことにより、賃金と物価の好循環を確認しつつ、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。

経済財政諮問会議においては、今後とも、経済・財政の状況、金融政策を含むマクロ経済政策運営、外的環境の変化に対する耐性が強い経済構造への変革に向けた取組等について、定期的に検証する。

3. 人口減少下における持続可能な経済社会の構築

我が国の生産年齢人口は、これからの20年で1,500万人弱、2割以上が減少する²。こうした中、かつて人口増加期に作り上げられた経済社会システムを中長期的に持続可能なシステムへと転換することが求められる。

経済・財政・社会保障の持続可能性を確保するためには、生産年齢人口の減少が本格化する中であっても、中長期的に実質1%を安定的に上回る成長を確保する必要がある。その上で、それよりも更に高い成長の実現を目指す。こうした経済においては、2%の物価安定目標を実現する下で、2040年頃に名目GDP1,000兆円程度の経済が視野に入る。

人口減少が本格化する2030年代以降も、こうした成長を実現するとともに、医療・介護給付費対GDP比の上昇基調に対する改革に取り組み、PBの一定の黒字幅を確保していくことができれば、長期的な経済・財政・社会保障の持続可能性が確保される。

こうしたビジョンの下、骨太方針2024³で定めた「経済・財政新生計画」に基づき、経済あつての財政との考え方の下、潜在成長率の引上げに重点を置いた政策運営を行うとともに、歳出・歳入両面の改革を継続する。人口減少下にある我が国においては、限られたリソースからより一層高い政策効果を生み出すことが必要となる。全世代型社会保障の構築、少子化対策及びこども・若者政策の推進、公教育の再生・研究活動の活性化、戦略的な社会資本整備の推進、地方行財政基盤の強化など、経済・財政一体改革の取組を進める。

国際秩序が根幹から揺らぎかねない不確実な時代にあつて、我が国が世界の中で重要な地位を担い続けるためには、財政が国民経済の中長期的な発展を支える役割を十分に果たすことで成長を実現し、賃金や所得が拡大する中で成長と分配の好循環が実現し生活が豊

² 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」（出生中位（死亡中位）推計）によれば、令和7年から令和27年の20年間に於いて、生産年齢人口（15～64歳）は約1,478万人減少する見込み。
³ 「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）。

かになる、活力ある経済社会を築いていく。

4. 人中心の国づくり

「人材希少社会」に入っている我が国においては、人中心の国づくりを進めることが重要である。国民の不安を取り除き、公教育の内容や質を充実させるとともに、自己実現を可能とする環境を整備し、国や地域の経済社会を発展させ、ふるさとへの思いを高めることができるよう、あらゆる施策を総動員する。これらを通じ、国民一人一人にとって、Well-being（幸福度）の高い、豊かさ、安心・安全、自由、自分らしさを実感できる活力ある経済社会を構築する。

国民の不安を取り除き、安心・安全な暮らしを実現するため、確実な賃上げの定着とともに、地方における質の高い産業・雇用の場の創出、様々な家計の実態を踏まえた所得再分配機能の強化や格差の是正、就職氷河期世代及びその下の世代が感じている将来への不安の解消に取り組む。一人一人が持つ可能性を最大限引き出すため、官民が連携した人づくりや公教育の再生・改革を進める。さらに、多様な価値観を持つ者が互いに尊重し合い、自己実現を進めていくことができる環境整備を進めるため、女性・若者のスタートアップへの挑戦や正規雇用の大幅増、リ・スキリングを行う者への支援、多様な働き方の推進に取り組む。人中心の国づくりを進め、全ての人が幸せを実感でき、人を財産として尊重する「人財尊重社会」を築く。ふるさとへの思いを高めることができるよう、「地方創生2.0」の取組によって、強い経済基盤と豊かな生活基盤を地方に構築する。人や組織のつながりを強化することで新しい価値が生まれる。それがまた新たな人を呼び、地域は更に多様になり、より豊かで強い好循環が生まれ、新たな価値創造の場となる。都市と地方の二項対立を超えて、より融合的な日本を創る。このため、別途定める「地方創生2.0基本構想」⁴に基づき、今後10年間の枠組みを強力に推進する。これらの取組を通じて、「新しい日本・楽しい日本」を実現することを目指す。

5. 不確実性が高まる国際情勢への備え

ロシアによるウクライナ侵略等の地政学リスクの高まり、保護主義や権威主義国の台頭、米中対立、デジタルテクノロジーをめぐる覇権争いなど、我が国を取り巻く国際秩序は変化しつつある。

資本主義は、過去、自由放任主義や修正資本主義・福祉国家に続き、1980年代から新自由主義が台頭するなど、大きく変遷してきた。新自由主義は、グローバル化の進展とあいまって世界経済の成長の原動力となった一方で、経済的格差の拡大や気候変動問題の深刻化、サプライチェーンの脆弱化など、市場原理に基づく解決を期待することが困難な問題を顕在化させたとも言われている。また、一部の権威主義国が、自由貿易体制やデジタル化の恩恵を受けつつ急速な経済成長を成し遂げた結果、グローバル・インバランスの拡大をもたらしたとの指摘もある。こうした中、一部の国において、保護主義や自国中心主義

の動きが強まり、国際協調の形骸化や国際的分断が進行することが懸念されている。

中国は、GDPが世界第2位の経済大国となる中、貿易や先端技術の面において、米国との競合関係にある。他国の中国への依存を利用して、相手国に経済的な威圧を加える事例も発生している。一帯一路構想とも連動した人民元決済による取引の拡大は、将来的には、基軸通貨としてのドルの役割に少なからず影響を及ぼすことを危惧する見方もある。

こうした国際情勢の不確実性の高まりは、我が国の経済財政運営にとってのパラダイム・シフトである。経済安全保障の観点から、官民の叡智を結集しつつ、重要物資のサプライチェーン強化や先端技術の保全・育成等を通じ、我が国の自律性の向上、技術等に関する我が国の優位性・不可欠性の確保に努めることが必要となる。また、価値や原則を共有する同盟国・同志国等と連携し、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化に向け、政策努力を重ねると同時に、新たな国際秩序・ルール作りにも対応・参画するという戦略・対応策を周到に備えておくことが求められる。

本基本方針に示す政策運営の考え方や方向性については、国民の納得と共感を得ることが重要であり、本方針を含む内閣の重要政策について、内外への機動的・戦略的広報を強化する。

⁴ 令和7年6月13日閣議決定。

(3) 農林水産業の構造転換による成長産業化及び食料安全保障の確保

新たな基本法⁴⁹に基づく初動5年間（令和7～11年度）の農業構造転換集中対策期間において、食料安全保障の確保や農業・畜産の生産基盤の強化等を推進する。このため、新たな基本計画⁵⁰に基づき、コストの徹底的な低減に向けた農地の大区画化や共同利用施設の再編・集約化、スマート技術の開発と生産方式の転換・実装、輸出産地の育成を集中的・計画的に推進できるよう、機動的・弾力的な対応により別枠で必要・十分な予算を確保し、施策の充実強化・見直しを行うとともに、地方も含めた施策の推進に必要な体制等⁵¹を確保し、収益力向上を通じた所得向上を図る。

現下の急激に上昇した米価格を落ち着かせ、消費者への米の安定的な供給を確保するための政府備蓄米を始めとする米の流通の円滑化や消費者、生産者、流通事業者等関係者への丁寧な情報発信を含めた総合的対応を進める。

生産性向上に取り組む農業者が意欲を持って営農でき、食料の安定供給が確保されるよう、水田政策の見直しの具体化を進め、新市場開拓用米や米粉用米等の需要拡大、麦・大豆・国産飼料の生産性向上、有機・減農薬減肥料の推進、地域計画に基づく農地の集約化の支援に関する既存制度の見直し・強化に取り組む。食料自給力の確保に向け、土地改良事業の推進、農林水産高校の支援を含む新規就農や法人参入の支援、経営安定対策の実施、多収品種等の導入、情報通信環境の整備、スタートアップやサービス事業者の育成、動植物検疫の強化等により、農業の成長産業化を進める。海外から稼ぐ力の強化のため、輸出5兆円目標達成や、輸出・海外進出・インバウンドの好循環を目指す。持続的で環境と調和の取れた食料システムの確立に向け、米、野菜等の食料の合理的な価格形成⁵²、食品産業の持続的発展、食品アクセスの確保、みどりの食料システム戦略の加速化、GXを推進する民間活力の取り込みやGHG排出削減パッケージの海外展開を推進する。国民理解の醸成に向け、大人の食育、農林漁業体験機会の拡大を推進する。中山間地域等の振興のため、実情に合った基盤整備や機械導入の支援、鳥獣被害対策、地域社会の維持に取り組む。農泊を始めとした里業、森業、海業の取組へのインバウンド需要の取り込みを進める。

森林の集約化、デジタル技術を活用した境界明確化、循環利用を担う多様な人材・経営体育成、林道等基盤整備や再造林、スマート林業、CLTやJAS構造物材による国産材転換・木材利用拡大を進める。

海洋環境の激変を踏まえ、資源調査・評価の抜本的改善、新たな操業形態への転換、経営体・人の確保、漁港漁場の整備等による漁業の強靱化、養殖業の成長産業化、海業の全国展開を進める。

1. 当面の経済財政運営について

我が国経済は、緩やかに回復している一方で、米国の関税措置等の影響、物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響に伴う下振れリスクには、注意する必要がある。

米国の関税措置への対応や当面の物価高への対応を始め、経済財政運営に万全を期す。引き続き、経済・物価動向に応じた機動的な政策対応を行っていく。

「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実にものとするよう、物価上昇を上回る賃上げを起点として、国民の所得と経済全体の生産性を向上させる。地域の中堅・中小企業の最低賃金を含む賃上げの環境整備として、適切な価格転嫁や生産性向上、経営基盤を強化する事業承継・M&Aを後押しするなど、施策を総動員する。

このため、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」²⁰及び令和6年度補正予算並びに令和7年度予算及び関連する施策を迅速かつ着実に執行する。

日本銀行には、経済・物価・金融情勢に応じて適切な金融政策運営を行うことにより、賃金と物価の好循環を確認しつつ、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。

2. 令和8年度予算編成に向けた考え方

- ① 当面のリスクへの備え・対応に万全を期すほか、賃上げ支援の施策を総動員するとともに、日本経済全国津々浦々の成長力を強化することによって、成長型経済への移行を確実にすることを目指す。
- ② 令和8年度予算は、本方針及び骨太方針2024に基づき、中期的な経済財政の枠組みに沿った編成を行う。ただし、重要な政策の選択肢をせばめることがあってはならない。
- ③ 地方創生2.0の推進、物価上昇を上回る賃金上昇の普及・定着、官民連携による投資の拡大、防災・減災・国土強靱化、防衛力の抜本的強化を始めとする我が国を取り巻く外交・安全保障環境の変化への対応、外的環境の変化に強い経済構造の構築、少子化対策・こども政策の着実な実施など、重要政策課題に必要な予算措置を講ずることによって、メリハリの効いた予算編成とする。
- ④ EBPM・PDCAを推進し、ワイズスペンディングを徹底する。「経済・財政新生計画」における重要課題への対応など、中長期視点に立った経済・財政・社会保障の持続可能性の確保に向けた取組を進める。

²⁰ 令和6年11月22日閣議決定。

農業経営基盤強化準備金制度について

(重要なお知らせ)

令和5年12月

1 農業経営基盤強化準備金制度の概要

認定農業者などの担い手が、規模拡大や農業用機械装備等の高度化等のための内部留保を通じて、経営改善を図ることを目的として、平成19年度税制改正において**農業経営基盤強化準備金制度**が創設されました。

【特例措置の内容】

- 青色申告を行う認定農業者又は認定新規就農者が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画に従い、**農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合**、この積立額を**個人は必要経費に、法人は損金に算入**できます。
- さらに、農業経営改善計画等に従い、積み立てた準備金を取り崩したり、交付金をそのまま用いて、**農用地、農業用機械・施設等**を取得した場合、**圧縮記帳**できます。

2 対象要件

● 対象者

次の3つの要件をすべて満たす者

- ① 青色申告者
- ② 認定農業者又は認定新規就農者
- ③ **地域計画において農業を担う者として位置づけられている者**※

※ 地域計画が策定されていない場合は、従来の人・農地プランにおいて中心経営体として位置づけられている者（令和6年度までの経過措置）

● 対象交付金

- ① 畑作物の直接支払交付金（ゲタ）
- ② 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ）
- ③ 水田活用直接支払交付金

● 対象資産

- ① 農地、採草放牧地
- ② 農業用の機械・施設等（取得価額が30万円以上）
 - ・ 機械及び装置 ・ 器具及び備品 ・ 構築物 ・ ソフトウェア
 - ・ 建物及びその附属設備（農振法の農業用施設用地に建設又は設置されるもの）

注意

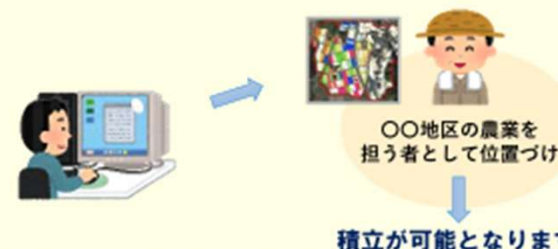
重要なお知らせ

報告事項 2

令和7年度以降※、認定農業者等が農業経営基盤強化準備金を積み立てようとする場合、

農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が策定する地域計画において農業を担う者として位置づけられていることが必須となり、**位置づけられていない場合は準備金を積み立てることができなくなります。**

農業経営基盤強化準備金制度を活用している認定農業者等がいる市町村におかれましては、**地域計画の速やかな策定**をお願いします。



※ 令和7年度税制改正において、農業経営基盤強化準備金制度の延長が認められることが条件となります。

なお、地域計画に必要な地図の作成については、

- ① 甲地区のように原則一筆ごとに位置付ける地図から、
- ② 乙地区のように検討中のエリアについては、複数の候補者を記載することも可能です。



地域計画（目標地図を含む）は、**地域の実情を踏まえ、徐々に作り上げていくことが重要**です（最終的には甲地区のようになります。）。

（お問合せ先）
ご不明な点は地方農政局又は
県域拠点までお問い合わせください。

農業経営基盤強化準備金制度については、こちらから

農業経営基盤強化準備金

検索

1



農業経営基盤強化準備金制度の 改正内容のお知らせ

1 適用期限の延長

令和7年度税制改正において、農業経営基盤強化準備金の適用期限が令和9年3月31日まで延長されました。

- ・個人の場合は、令和9年3月31日の属する年までに
 - ・法人の場合は、令和9年3月31日までに
- 交付を受けた対象交付金を準備金として積立てることができます。

2 対象農用地の範囲の変更（令和8年度から適用）

令和8年4月1日以降、新たに準備金を活用して農用地を取得する場合、以下の要件を満たす必要があります。

積立て時

地域計画の区域内で準備金活用者が将来取得予定である農用地が対象となります。

※ 上記以外の場合、積立てはできなくなります。

農用地の取得時

地域計画に準備金活用者が利用するものとして定められている農用地（地番等で特定した農用地）が対象となります。

※ 地域計画で確認できない場合は対象外となります。

申請時に必要な新たな確認事項及び添付資料

裏面のとおり検討。

続きは裏面へ→

確認方法

【積立て時】

- 別記様式第5号において、地域計画の区域内における準備金活用者の農用地取得予定を確認

農業経営基盤強化準備金に関する計画書兼実績報告書

提出年月日：令和 年 月 日
提出者：()
提出先：()
提出先住所：()
提出先電話番号：()
提出先代表者氏名：()

地域計画における位置付け
地域計画における取得予定の農用地の位置付け
地域計画の市町村名（地域名又は地区名）：()

市町村名（地域名又は地区名）の記載欄を追加

【農用地の取得時】

- 地番等を通じて、準備金活用者の取得する農用地が目標地図に記載されていることについて確認できる添付資料

目標地図とeMAFF地図を突合することで確認



- 取得する農用地が掲載されている地域計画の目標地図（必須）

- 取得する農用地を特定する資料
 - ・ 農地法第3条に基づく許可指図書等所有権を移転する農用地の地番が分かる資料
 - ・ eMAFF農地ナビ等で取得する農用地の地番が分かる資料

3 確定申告等手続きの簡素化（令和7年度から適用）

確定申告書等に添付する本制度の大臣証明書について、その証明書の原本のほか、

農林水産省共通申請サービス（eMAFF）等で印刷した証明書を添付できるようになりました。



（お問合せ先）
〇〇農政局〇〇県拠点
電話 000-000-0000

農業経営基盤強化準備金制度については、こちらから

農業経営基盤強化準備金

検索



地域計画内で目標地図を作成する。

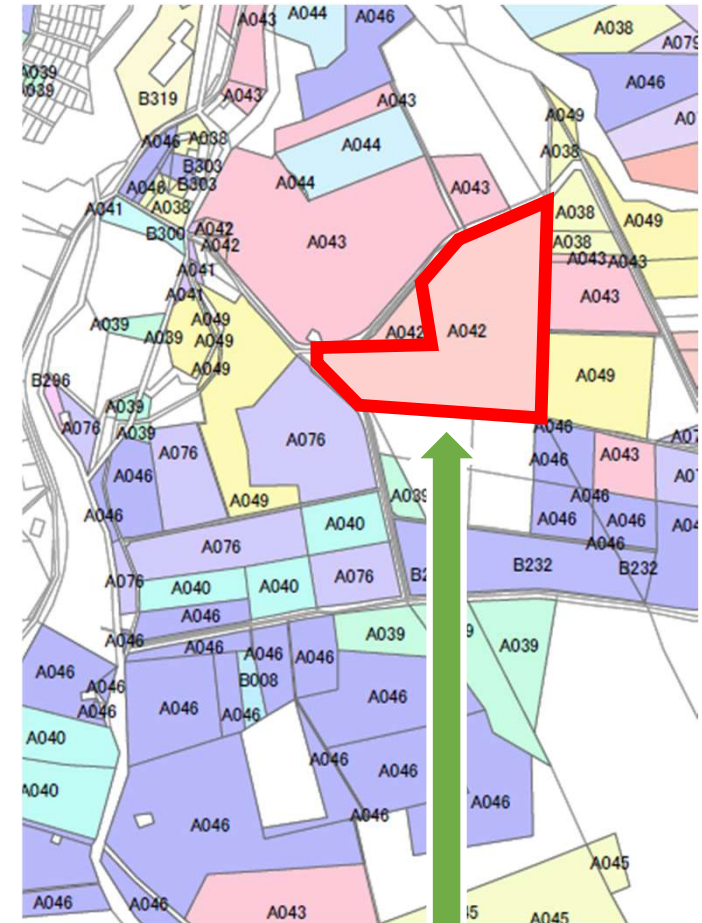
- ※ 1筆につき、10年後を想定した1人の利用者をはめる
 ※ 期待感が強すぎて、農政の中心に置かれつつある。
 地域計画と関連している補助事業 現在 77

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 ○ 年度)			目標地図 上の表示	備考
		営作目等	経営面積	作業受託 面積	営作目等	経営面積	作業受託 面積		
認識	○○○○	水稲、麦	10 ha	- ha	水稲、麦、 飼料作物(青刈りとうもろこし)	13 ha	- ha	A	E
認識	□□□□	水稲、果樹	5 ha	- ha	水稲、果樹	8 ha	- ha	B	A・D
到達	▲▲▲▲	野菜	5 ha	- ha	野菜	7 ha	- ha	C	D 田代化
認識	(株)○○	水稲、野菜	30 ha	- ha	水稲、野菜	50 ha	10 ha	D	-
集	●●営農組合	水稲、大豆	40 ha	10 ha	水稲、麦	40 ha	20 ha	E	-
利用	☆☆☆☆	野菜	0.5 ha	- ha	野菜	1 ha	- ha	F	D
サ	△△(株)	稲、播種、収穫	- ha	- ha	稲、播種、収穫	- ha	10 ha	G	-
農協	◇◇農業協同組合	稲、田植、収穫	- ha	- ha	稲、田植、収穫	- ha	20 ha	H	-

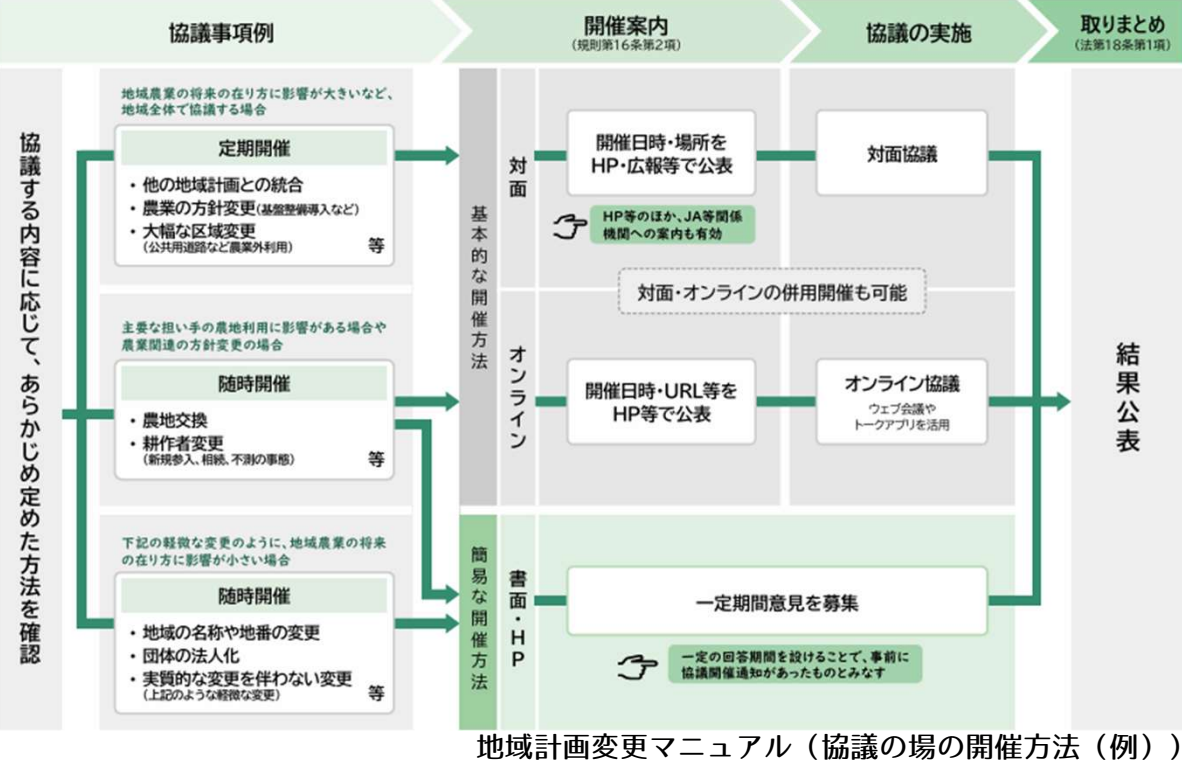
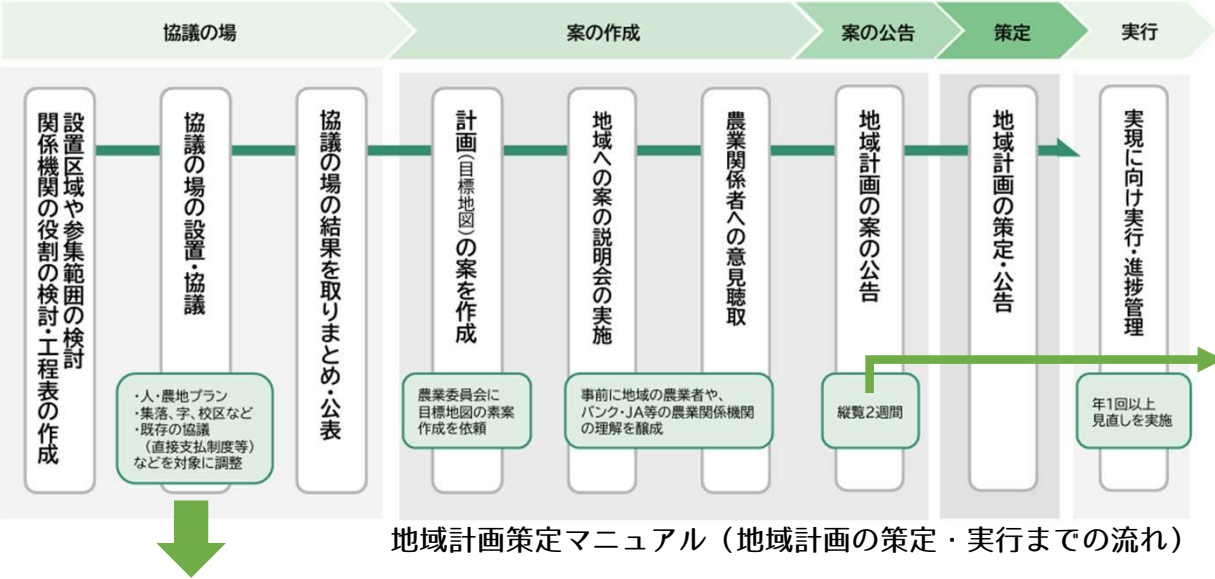
ここに、記載されていないと、準備金を積み立てすることができない。
道内の場合、特例により、現在の利用者が、農業を担う者とされている。

【目標地図】



この農地を売買する場合、「A042」に該当する、地域計画上の農業を担う者でないと、準備金を活用して農地を購入することができない。

地域計画の変更



準備金を活用して農地を購入する場合は、12月に入ってから、相談されても間に合わない。

【要請想定スケジュール】

11月					
	24日(月)	25日(火)	26日(水)	27日(木)	28日(金)
AM	振替休日 (勤労感謝の日)		移動(上京)	要請活動	要請活動
PM		第8回常設審議委員会	農業者年金加入推進セミナー (銀座フロッサム) 要請活動	全国農業委員会会長代表者集会 (文京シビックホール) 要請活動	

【要望書作成スケジュール】

- 令和 7年 8月25日(月) 第5回常設審議委員会 「 要望書の方向性の検討 」
- 令和 7年 9月25日(木) 第6回常設審議委員会 「 要望書原案の協議 」
- 令和 7年10月24日(金) 第7回常設審議委員会 「 要望書案の協議、並びに要望書の決定 」

【要望書の方向性イメージ】

- 骨太の方針「経済財政運営と改革の基本方針2025」と新たな食料・農業・農村基本計画から見た矛盾点・疑問点
- 人口減少下における担い手の育成・確保対策の構築
- 備蓄米運用の在り方から見た食料安全保障の構築
 - ・残り10万トンの備蓄米は、20年産米で、令和8年度に処分されて、備蓄がゼロになってしまうのでは？

新たな食料・農業・農村基本計画のポイント

- 従来の基本法に基づく政策全般にわたる検証及び評価並びに今後20年程度を見据えた課題の整理を行い、**食料・農業・農村基本法を改正**（令和6年6月5日施行）。
○改正基本法の基本理念に基づき、施策の方向性を具体化し、平時からの食料安全保障を実現する観点から、**初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進める**。

食料安全保障の確保

食料の安定的な供給

国内の農業生産の増大

目標

○食料自給率

- ・摂取ベース：53%
- ・国際基準準拠：45%

安定的な輸入の確保

備蓄の確保

食料自給力の確保

（農地、人、技術、生産資材）

目標

○農地の確保

（農地面積：412万ha）

○サステナブルな農業構造

49歳以下の担い手数：

現在の水準
（2023年：4.8万）を維持

○生産性の向上

（労働生産性・土地生産性）

- ・1経営体当たり生産量：1.8倍
- ・生産コストの低減：
（米）15ha以上の経営体
11,350円/60kg→9,500円/60kg
（麦、大豆）2割減（現状比）

農地総量の確保、サステナブルな農業構造の構築、生産性の抜本的向上による「食料自給力」の確保

- 水田政策を令和9年度から根本的に見直し**、水田を対象として支援する水田活用の直接支払交付金を作物ごとの生産性向上等への支援へと転換
- コメ輸出**の更なる拡大に向け、低コストで生産できる輸出向け産地を新たに育成するとともに、海外における需要拡大を推進
- 規模の大小や個人・法人などの経営形態にかかわらず、農業で生計を立てる担い手を育成・確保し、**農地・水を確保**するとともに、地域計画に基づき、担い手への**農地の集積・集約化**を推進
- サステナブルな農業構造の構築**のため、親元就農や雇用就農の促進により、49歳以下の担い手を確保
- 生産コストの低減**を図るため、**農地の大区画化**、情報通信環境の整備、**スマート農業技術の導入・DXの推進**や農業支援サービス事業者の育成、品種の育成、共同利用施設等の再編集・合理化等を推進
- 生産資材**の安定的な供給を確保するため、国内資源の肥料利用拡大、化学肥料の原料備蓄、主な穀物の国産種子自給、国産飼料への転換を推進

輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」を強化

- マーケットイン・マーケットメイクの観点からの**新たな輸出先の開拓**、輸出産地の育成、国内外一貫したサプライチェーンの構築を推進
- 食品産業の海外展開及びインバウンドによる食関連消費の拡大**による輸出拡大との相乗効果の発揮

輸出の促進

（国内の食料需要減少下においても供給能力を確保）

目標

○農林水産物・食品の輸出額

（輸出額：5兆円）

農業経営の「収益力」を高め、
農業者の「所得を向上」

食料安全保障の確保

食料の安定的な供給

- 食品産業の発展
- 合理的な価格形成

国民一人一人が入手できる

- 物理的アクセス+ 経済的アクセス
+ 不測時のアクセス

環境と調和のとれた食料システムの確立

目標

- 温室効果ガス削減量（2013年度比）
〔削減量：1,176万t-CO₂〕

多面的機能の発揮

➤ 食料システムの関係者の連携を通じた

「国民一人一人の食料安全保障」の確保

- 原材料調達安定化、環境・人権・栄養への配慮等食品等の持続的な供給のための取組を促進
- コストの明確化、消費者理解の醸成等を通じた食料システム全体での合理的な費用を考慮した価格形成の推進
- ラストワンマイル物流の確保、未利用食品の出し手・受け手のマッチング、フードバンク等の食料受入・提供機能の強化等を実施

➤ 「食料システム全体で環境負荷の低減」を図りつつ、多面的機能を発揮

- GXに取り組む民間活力を取り込み、脱炭素化、生産性向上、地域経済の活性化を同時に実現する「みどりGX推進プラン(仮称)」、新たな環境直接支払交付金やクロスコンプライアンスの実施を通じ、環境負荷低減の取組を促進
- バイオマス・再生可能エネルギー利用等の農林漁業循環経済の取組を促進
- 多様な者の参画等を得つつ、共同活動を行う組織の体制の強化により農業生産活動の継続を通じた多面的機能の発揮を促進

農村の振興

- 農業生産の基盤の整備・保全
- 地域の共同活動の促進

農村との関わりを持つ者の増加

- 機会の創出+ 経済面の取組+ 生活面の取組

目標

- 農村関係人口の拡大が
見られた市町村数
〔市町村数：630〕
- 農村地域において
創出された付加価値額
〔付加価値額：22兆円〕

中山間地域等の振興、鳥獣被害対策

➤ 地方創生2.0の実現のための「総合的な農村振興」、

「きめ細やかな中山間地域等の振興」

- 2025年夏を目途に「地方みらい共創戦略」を策定し、「『農山漁村』経済・生活環境創生プロジェクト」の下、官民共創の仕組みを活用した、地域内外の民間企業の参画促進や地域と企業の新たな結合等により、関係人口の増加を図り、楽しい農村を創出
- 所得向上や雇用創出のため、農泊や農福連携等、地域資源をフル活用し付加価値のある内発型新事業を創出
- 生活の利便性確保のため、自家用有償旅客運送等の移動手段の確保等の生活インフラ等を確保
- 中山間地域等の振興のため、農村RMOの立上げや活動充実の後押しによる集落機能の維持、地域課題に対応したスマート農業技術の開発・導入、地域の特色を活かした農業で稼ぐための取組を支援

国民理解の醸成

- 農業等に対する消費者の更なる理解や実際の行動変容につなげるため、食育等を推進

農業構造転換集中対策の実施に向けた緊急決議

令和7年5月27日
自由民主党
食料安全保障強化本部
政務調査会
総合農林政策調査会
農林部会

我が国の食料・農業・農村は、国内外の大きな情勢の変化に直面している。党は、四半世紀ぶりに本格改正された「食料・農業・農村基本法」及び、その理念を具体化する「食料・農業・農村基本計画」の実効性の確保を図るため、本年4月に「新たな食料・農業・農村基本計画の実効性確保のための農業構造転換集中対策の推進等に関する決議」を行った。

決議では、農業構造転換を推進し農業者の所得向上を実現するため、関係省庁が連携して、水田政策の見直しを始め、米、麦・大豆、畜産、野菜、果樹、茶、花き、甘味資源等を生産する農業者が前向きに営農できるための支援や中山間地域対策、スマート農業技術の開発導入等について、必要かつ十分な予算額を確保することを政府に対して求めたところであり、引き続き党としても、その実現に向けて最大限努力していく必要がある。

このうち、特に構造転換の前提となる、ハード整備を伴い、早急かつ計画的に対応する必要がある事業については、既存予算とは別枠で思い切った規模の予算を確保するとともに、中長期的な事業実施の展望を示すことで、今後、地域の合意形成の後押しと担い手への農地の集積・集約化など地域農業の構造転換を確実に進めていくことが重要である。

我が国の農業者は、過去20年の間に半減し、今後15年間で現在の1/4にまで減少することが見込まれている。基本法改正後の初動の5年間に集中的に対策を講じていくために、今動かなければ手遅れになる、という強い危機感のもと、自由民主党食料安全保障強化本部として、不退転の決意で、以下、緊急に決議する。

記

「農業構造転換集中対策期間」で手次的に実施すべき以下の項目について、現場の要望量や現在の資材費・人件費等の高騰状況を十分に踏まえた上で、中長期的かつ明確な見通しのもと、令和7年度から令和11年度までの初動5年間で、万全に事業を実施すべく、従来の農業関係予算とは別枠で必要な予算を確保すること。なお、今後更なる資材費・人件費等の上昇により影響が生じる場合には、適切に反映していくこと。

併せて、事業実施に係る農業者地方公共団体等の負担を軽減するため、補助率の嵩上げ、地方財政措置を田畠くすること、発注体制や施工業者の受注環境の整備等の事業の執行体制の充実を図ること等の対応により、円滑かつ着実な事業の執行が図られるよう国としても後押しすること。

また、これらの事業の効果を最大限発揮するためには、地域計画の見直しなど生産現場の合意形成を促進するほか関連するソフト対策等を併せて実施することも重要であることから、あらゆる機会を捉えて必要な予算を確保すること。

一 農地の大区画化等の農業農村整備

地域計画に基づく農地の集積・集約化、スマート農業技術の導入や米の輸出拡大に向けた低コスト生産に向け、1ヘクタール以上の団地農地の整備を強力に推進するとともに、中山間地域においてもきめ細やかな農地整備を実施するため、基盤整備全体で、現在の2倍のペース、特に、1ヘクタール以上団地農地の整備については、現在の2倍のペース、特に、1ヘクタール以上団地農地の整備については、4倍のペースで実施する。併せて、これに伴い、追加的に必要な水利施設の整備も実施すること。

二 共同利用施設等の再編・集約化

- (一) ガット・ウルグアイ・ラウンド対策等により導入され、老朽化が進んでいる共同利用施設について、生産性の向上を図るため、この5年間で更新・再編等の整備を予定しているすべての施設の再編・集約化を実施すること。
- (二) 畜産・酪農の構造転換に向けて、乳製品加工基幹施設、食肉、食鳥処理施設、家畜市場、レンダリング施設等について、必要な施設・整備の整備、再編等を実施すること。

三 スマート農業の社会実装の加速化等

- (一) スマート農業技術活用促進法の開発供給事業の促進の目標に掲げるスマート農業技術の実用化率を100%とするとともに、多収化や高温耐性などに資する35の品種を育成するため、我が国の農業研究の中核機関である国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構(農研機構)の拠点施設整備、重点開発目標に定める技術開発の促進、スタートアップ等への支援、新品種の開発等を推進すること。
- (二) スマート農業技術の導入面積割合50%等のKPIを達成するとともに、農業従事者の減少下においても生産水準が維持できる生産性の高い食料供給の確立に向けて、現場要望を踏まえ、担い手、サービス事業者等の先進的な取り組みの面的な展開を加速するためスマート農業機械をはじめとする農業機械の導入を支援すること。
- (三) 畜産分野における生産性向上、労働時間の削減、環境負荷低減の実現に向け、畜産農家におけるスマート農業機械の導入、合理化・高度化された施設への転換や、飼料生産組織等への省力化機械の導入等支線すること。

四 輸出産地の育成・強化

農林水産物・食品の輸出額目標(5兆円)や米の輸出目標(35万トン)の達成に向け、大規模に輸出に取り組む産地を259産地(うち米については、30産地)とするための取組や輸出事業者の販路拡大の取組等を支援すること。

上記のほか、食料安全保障の強化その他の食料・農業・農村基本法に基づく施策に係る必要かつ十分な予算の確保に万全を期するとともに、将来にわたって安定運営できる水田政策の見直しに係る経費については、別途検討し令和9年度から措置すること。

経済財政運営と改革の基本方針2025
～ 「今日より明日はよくなる」と実感できる社会へ ～

令和 7年 6月13日

1. 日本経済を取り巻く環境と目指す道

(略)

厳しさを増しているのは国際環境だけではない。国内では、例えば、頻発する自然災害や甚大な被害が想定される大規模地震への対処、老朽化したインフラの保全、エネルギー・食料・経済安全保障の確立など、強靱な経済構造をつくるための課題は山積している。

本格的な人口減少を見据えた経済・財政・社会保障制度の持続可能性の確保など、これまで指摘されながら、必ずしも十分に進んでいない構造改革への取組。人口減少下であっても、経済のパイを縮小させないためのイノベーションや生産性の向上、そして、その前提となる質の高い雇用の確保。我が国を取り巻く国際秩序が大きく変化する中であっても、官民が連携し、こうした課題解決のための取組を推進し、我が国経済の持続的成長と国民生活の豊かさの向上を目指すことこそが、「新しい資本主義」の実現にほかならない。

(略)

「新しい資本主義」の実現に向けた取組によって、30年続いたコストカット型経済は終焉を迎えつつあり、5%を上回る賃上げが2年連続して実現した1。石破内閣は、その取組を更に進め、「賃上げこそが成長戦略の要」との考え方に立って、最低賃金の引上げを含め、物価上昇を安定的に上回る賃上げを実現する。そして、国民が「今日より明日はよくなる」と実感でき、ふるさとへの思いを高めることができる「新しい日本・楽しい日本」を実現することを目指す。そのための経済財政運営と改革の基本方針が、本方針である。

2. 地方創生2.0の推進及び地域における社会課題への対応

(3) 農林水産業の構造転換による成長産業化及び食料安全保障の確保

新たな基本法に基づく初動5年間（令和7～11年度）の農業構造転換集中対策期間において、食料安全保障の確保や農業・畜産業の生産基盤の強化等を推進する。

このため、新たな基本計画に基づき、コストの徹底的な低減に向けた農地の大区画化や共同利用施設の再編・集約化、スマート技術の開発と生産方式の転換・実装、輸出産地の育成を集中的・計画的に推進できるよう、機動的・弾力的な対応により別枠で必要・十分な予算を確保し、施策の充実強化・見直しを行うとともに、地方も含めた施策の推進に必要な体制等を確保し、収益力向上を通じた所得向上を図る。

現下の急激に上昇した米価格を落ち着かせ、消費者への米の安定的な供給を確保するための政府備蓄米を始めとする米の流通の円滑化や消費者、生産者、流通事業等関係者への丁寧な情報発信を含めた総合的対応を進める。

生産性向上に取り組む農業者が意欲を持って営農でき、食料の安定供給が確保されるよう、水田政策の見直しの具体化を進め、新市場開拓用米や米粉用米等の需要拡大、麦・大豆・国産飼料の生産性向上、有機・減農薬減肥料の推進、地域計画に基づく農地の集約化の支援に関する既存制度の見直し・強化に取り組む。食料自給力の確保に向け、土地改良事業の推進、農林水産高校の支援を含む新規就農や法人参入の支援、経営安定対策の実施、多収品種等の導入、情報通信環境の整備、スタートアップやサービス事業体の育成、動植物検疫の強化等により、農業の成長産業化を進める。海外から稼ぐ力の強化のため、輸出5兆円目標達成や、輸出・海外進出・インバウンドの好循環を目指す。持続的で環境と調和の取れた食料システムの確立に向け、米、野菜等の食料の合理的な価格形成、食品産業の持続的発展、食品アクセスの確保、みどりの食料システム戦略の加速化、GXを推進する民間活力の取り込みやGHG排出削減パッケージの海外展開を推進する。国民理解の醸成に向け、大人の食育、農林漁業体験機会の拡大を推進する。中山間地域等の振興のため、実情に合った基盤整備や機械導入の支援、鳥獣被害対策、地域社会の維持に取り組む。農泊を始めとした里業、森業、海業の取組へのインバウンド需要の取り込みを進める。

森林の集約化、デジタル技術を活用した境界明確化、循環利用を担う多様な人材・経営体育成、林道等基盤整備や再造林、スマート林業、CLTやJAS構造材による国産材転換・木材利用拡大を進める。

海洋環境の激変を踏まえ、資源調査・評価の抜本的改善、新たな操業形態への転換、経営体・人の確保、漁港漁場の整備等による漁業の強靱化、養殖業の成長産業化、海業の全国展開を進める。

新たな食料・農業・農村基本計画	農業構造転換集中対策の実施に向けた緊急決議	経済財政運営と改革の基本方針2025
① 水田政策を令和9年度から根本的に見直し 作物ごとの生産性向上等への支援へと転換 ② コメ輸出の更なる拡大 ③ 地域計画に基づき、担い手への農地の集積・集約化 ④ サスティナブル（持続可能な）農業構造の構築 親元就農や雇用就農の促進により49歳以下担い手を確保 ⑤ 生産コストの低減を図るため、農地の大区画化 スマート農業技術の導入・DXの推進 共同利用施設等の再編・合理化 ⑥ 生産資材の安定的な供給の確保 肥料・飼料の国産化 ⑦ 輸出の促進 国内の食料需要減少下においても供給能力を確保 ⑧ 合理的な費用を考慮した価格形成 ⑨ ラストワンマイル物流の確保 ⑩ 環境負荷の低減 GX(脱炭素)に取り組む民間活力の取りこみ ⑪ 地方創生2.0の実現のための「総合的な農村振興」	⑤ 農地の大区画化等の農業農村整備 共同利用施設等の再編・集約化 スマート農業の社会実証の加速化 ⑦ 輸出産地の育成・強化	① 水田政策の見直しの具体化 麦・大豆の生産性向上 ② 新市場開拓用米や米粉用米等の需要拡大 ③ 地域計画に基づく農地の集約化の支援に鑑み る既存制度の見直し ④ 農林水産高校の支援を含む新規就農や法人参入 の支援 ⑤ コストの徹底的な低減に向けた農地の大区画化 共同利用施設の再編・集約化 スマート技術の開発と生産方式の転換・実装 土地改良事業の推進 ⑥ 国産飼料の生産性向上 ⑦ 輸出産地の育成を集中的・計画的に推進 ⑧ 米、野菜等の食料の合理的な価格形成 ⑨ 物流DX ⑩ GXを推進する民間活量の取り込み ⑪ 地域社会の維持

経済財政運営と改革の基本方針2025

- ① コストの徹底的な低減に向けた農地の大区画化
- ② スマート技術の開発と生産方針の転換・実装
- ③ 輸出産地の育成
- ④ 消費者への米の安定的な供給を確保
- ⑤ 水田政策の見直しの具体化
- ⑥ 麦・大豆・国産飼料の生産性向上
- ⑦ 有機・減農薬減肥料の推進
- ⑧ 地域計画に基づく農地の集約化の支援に関する既存制度の見直し・強化
- ⑨ 土地改良事業の推進
- ⑩ 新規就農や法人の参入の支援
- ⑪ 経営安定対策の実施
- ⑫ 多収品種等の導入
- ⑬ 情報通信環境の整備
- ⑭ 動植物免疫の強化
- ⑮ 米、野菜等の食料の合理的な価格形成
- ⑯ 大人の食育

北海道農業会議による要請活動等

- ① 要請していない。
※ 基盤整備の予算という意味では、毎年要請
- ② 令和7年5月に要請
※ 個人農家への導入支援という考え方として
- ③ 要請していない。
- ④ 令和5年11月、令和6年11月に要請
※ 需要に応じた生産ではなく、多めに作って輸出を調整弁に
- ⑤ 要請していない。
※ 道の連絡会議で対応しているため、要請していない。
- ⑥ 要請していない。
- ⑦ 要請していない。
※ そもそも減農薬の状態であるため、要請していない。
- ⑧ 何を言いたいのか不明、5年見直しを言っている？
- ⑨ 予算という意味では、基盤整備予算として、毎年要請
- ⑩ 令和5年5月～令和7年5月に要請
- ⑪ 令和5年11月～令和7年5月に要請
※ 適正価格の構築が困難な場合として
- ⑫ 要請していない。
- ⑬ 令和5年11月～令和6年11月に要請
- ⑭ 令和7年5月に要請
- ⑮ 令和5年11月～令和7年5月に要請
- ⑯ 令和5年11月～令和6年11月に要請

- ① コストの徹底的な低減に向けた農地の大区画化
※ 自民党の緊急決議では、1ヘクタール以上の団地農地の整備を現在の4倍のペース、中山間では2倍のペース
- ② 共同利用施設の再編・集約化
- ③ スマート技術の開発と生産方式の転換・実装
- ④ 輸出産地の育成を集中的・計画的に推進
- ⑤ ①～④を機動的・弾力的な対応により必要・十分な予算を確保
- ⑥ 急激に上昇した米価格を落ち着かせ、消費者への米の安定的な供給を確保するため、政府備蓄米の流通の円滑化等、総合的な対応を進める。
- ⑦ 水田政策の見直しの具体化を進め、新市場開拓米や米粉用米等の需要拡大
- ⑧ 麦・大豆・国産飼料の生産性向上
- ⑨ 有機・減農薬減肥料の推進
- ⑩ 地域計画に基づく農地の集約化の支援に関する既存制度の見直し・強化
- ⑪ 土地改良事業の推進
- ⑫ 農林水産高校の支援を含む新規就農や法人参入の支援
- ⑬ 多収品種等の導入
- ⑭ 情報通信環境の整備
- ⑮ 米、野菜等の食料の合理的な価格形成
- ⑯ GXを推進する民間活力の取り込み等



- 言っている内容に、目新しさが一切ない。
これまで、すでにに実施されている補助事業等を羅列しているだけ。
- ① コストの徹底的な低減に向けた・・・
骨太の方針の冒頭で、「30年続いたコストカット型経済は終焉を迎えつつあり、賃上げこそが成長戦略の要」と言っているが・・・
- ⑥ 米価格を落ち着かせ・・・
骨太の方針の冒頭で、「我が国経済の持続的成長と国民生活の豊かさの向上を目指すことこそが、「新しい資本主義」「賃上げことが成長戦略の要」「今日より明日はよくなる」と言っている。
米の値段を下げるのが、国民生活の豊かさであり、新しい資本主義なのか？

米の値段を下げる＝米農家にとっては、「今日より明日が悪くなる」ではないのか？
- ⑦ 2025の骨太の方針として、「水田政策の見直しの具体化」概算要求時点で示される？
それを見ての対応か？
- ⑩ おそらく5年見直しの関係と思われる。
令和10年度改正なので、見えるが、令和9年冬か？
- 新たな食料・農業・農村基本計画では、地方創生2.0も記載されているが、骨太の方針においては、農業分野では、連携する感じが一切ない。

北海道の認定農業者 令和5年と2050年

空 知		
南幌町	144	86
奈井江町	112	53
由仁町	289	131
長沼町	519	288
栗山町	269	141
月形町	144	98
浦臼町	129	58
新十津川町	234	134
妹背牛町	162	59
秩父別町	114	61
雨竜町	143	59
北竜町	120	54
沼田町	137	67
夕張市	94	28
岩見沢市	786	454
美瑛市	427	181
芦別市	90	32
赤平市	37	14
三笠市	48	22
滝川市	182	117
砂川市	67	37
深川市	449	221
小計	4696	2394

石 狩		
当別町	302	173
新篠津村	223	126
北広島市	50	38
石狩市	200	149
江別市	268	209
千歳市	147	131
恵庭市	144	122
札幌市	67	59
小計	1401	1006

後 志		
島牧村	1	0
寿都町	1	1
黒松内町	31	17
蘭越町	206	119
二セコ町	91	87
真狩村	96	62
留寿都村	78	55
喜茂別町	43	28
京極町	71	42
倶知安町	153	119
共和町	276	159
岩内町	12	6
積丹町	1	0
古平町	0	0
仁木町	82	51
余市町	52	28
赤井川村	22	16
小樽市	3	1
小計	1219	791

胆 振		
豊浦町	30	18
洞爺湖町	83	47
壮瞥町	79	38
白老町	31	20
安平町	155	76
厚真町	188	108
むかわ町	272	126
伊達市	157	95
苫小牧市	25	19
登別市	22	13
小計	1046	560

日 高		
日高町	231	121
平取町	188	95
新冠町	165	116
新ひだか町	344	191
浦河町	178	96
様似町	31	13
えりも町	17	9
小計	1154	640

渡 島		
松前町	5	2
福島町	0	0
知内町	86	40
木古内町	24	8
七飯町	168	120
森町	106	47
八雲町	146	77
長万部町	26	12
北斗市	188	116
函館市	82	50
小計	832	472

檜 山		
江差町	46	21
上ノ国町	27	10
厚沢部町	168	78
乙部町	9	3
奥尻町	14	6
せたな町	226	93
今金町	192	95
小計	682	306

上 川		
鷹栖町	173	106
東神楽町	118	97
当麻町	188	105
比布町	122	68
愛別町	60	23
上川町	36	14
東川町	143	122
美瑛町	415	244
上富良野町	218	124
中富良野町	278	159
南富良野町	62	40
占冠村	9	6
和寒町	178	82
剣淵町	225	108
下川町	75	43
美深町	114	58
音威子府村	16	7
中川町	27	14
幌加内町	96	42
旭川市	700	502
士別市	436	195
名寄市	400	253
富良野市	483	265
小計	4572	2676

留 萌		
増毛町	54	24
小平町	85	39
苫前町	103	48
羽幌町	98	46
初山別村	56	25
遠別町	92	43
天塩町	80	43
留萌市	46	20
小計	614	288

宗 谷		
猿払村	59	44
浜頓別町	38	18
中頓別町	31	15
枝幸町	96	50
豊富町	142	84
幌延町	72	48
稚内市	123	65
小計	561	325

オホーツク		
大空町	390	213
美幌町	335	176
津別町	143	61
斜里町	239	145
清里町	196	102
小清水町	281	153
訓子府町	261	128
置戸町	85	42
佐呂間町	112	57
遠軽町	76	43
湧別町	211	107
滝上町	36	17
興部町	69	41
西興部村	15	11
雄武町	57	31
北見市第一	680	447
北見市第二		
網走市	328	194
紋別市	83	44
小計	3597	2012

十 勝		
音更町	582	449
士幌町	342	217
上士幌町	141	104
鹿追町	205	148
新得町	81	47
清水町	312	194
芽室町	564	427
中札内村	134	107
更別村	210	153
大樹町	128	78
広尾町	85	42
幕別町	453	323
池田町	193	95
豊頃町	156	90
本別町	235	113
足寄町	170	97
陸別町	63	36
浦幌町	180	82
帯広市	620	485
小計	4854	3290

釧 路		
釧路町	8	4
厚岸町	82	40
浜中町	168	96
標茶町	251	142
弟子屈町	104	50
鶴居村	73	55
白糠町	53	21
釧路市	111	66
小計	850	471

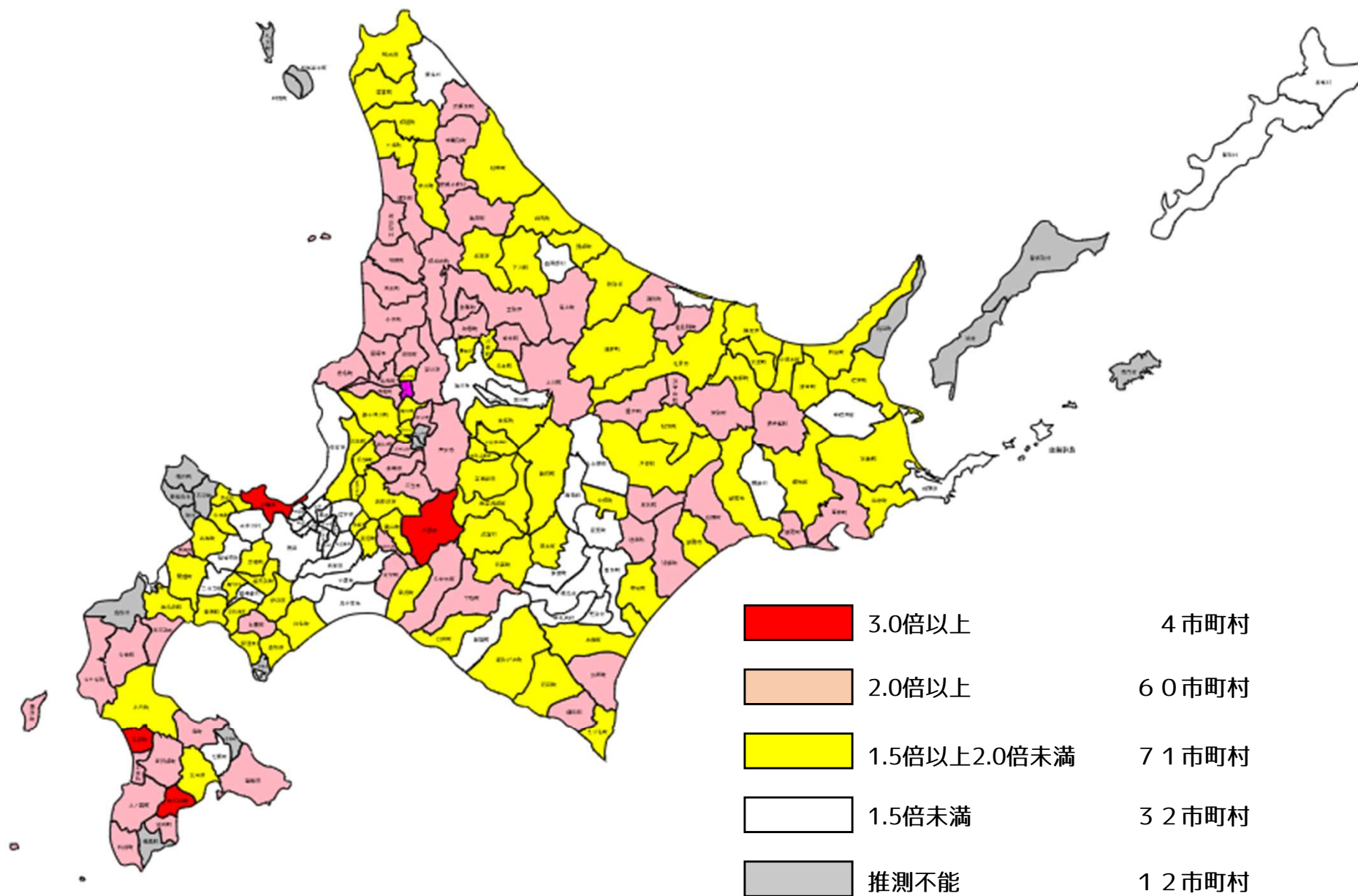
	令和5年3月時点	令和32年（2050）推測
認定農業者総数	27,499経営体	16,008経営体
認定農業者100人未満市町村	75市町村（44.1%）	111市町村（65.7%）
認定農業者50人未満市町村	35市町村（20.6%）	68市町村（40.2%）

左枠：令和5年3月時点
右枠：2050推測値

2050年における経営面積規模（令和5年比較した時の経営面積倍率）

空 知		石 狩		胆 振		渡 島		上 川		宗 谷		十 勝	
南幌町	1.7倍	当別町	1.7倍	豊浦町	1.7倍	松前町	2.5倍	鷹栖町	1.6倍	猿払村	1.3倍	音更町	1.3倍
奈井江町	2.1倍	新篠津村	1.8倍	洞爺湖町	1.8倍	福島町	推測不能	東神楽町	1.2倍	浜頓別町	2.1倍	士幌町	1.6倍
由仁町	2.2倍	北広島市	1.3倍	壮瞥町	2.1倍	知内町	2.2倍	当麻町	1.8倍	中頓別町	2.1倍	上士幌町	1.4倍
長沼町	1.8倍	石狩市	1.3倍	白老町	1.6倍	木古内町	3.0倍	比布町	1.8倍	枝幸町	1.9倍	鹿追町	1.4倍
栗山町	1.9倍	江別市	1.3倍	安平町	2.0倍	七飯町	1.4倍	愛別町	2.6倍	豊富町	1.7倍	新得町	1.7倍
月形町	1.5倍	千歳市	1.1倍	厚真町	1.7倍	森町	2.3倍	上川町	2.6倍	幌延町	1.5倍	清水町	1.6倍
浦臼町	2.2倍	恵庭市	1.2倍	むかわ町	2.2倍	八雲町	1.9倍	東川町	1.2倍	稚内市	1.9倍	芽室町	1.3倍
新十津川町	1.7倍	札幌市	1.1倍	伊達市	1.7倍	長万部町	2.2倍	美瑛町	1.7倍	小計	1.7倍	中札内村	1.3倍
妹背牛町	2.7倍	小計	1.4倍	苫小牧市	1.3倍	北斗市	1.6倍	上富良野町	1.8倍	オホーツク		更別村	1.4倍
秩父別町	1.9倍	後 志		登別市	1.7倍	函館市	1.6倍	中富良野町	1.7倍	大空町	1.8倍	大樹町	1.6倍
雨竜町	2.4倍	島牧村	推測不能	小計	1.9倍	小計	1.8倍	南富良野町	1.6倍	美幌町	1.9倍	広尾町	2.0倍
北竜町	2.2倍	寿都町	1.0倍	日 高		檜 山		占冠村	1.5倍	津別町	2.3倍	幕別町	1.4倍
沼田町	2.0倍	黒松内町	1.8倍	日高町	1.9倍	江差町	2.2倍	和寒町	2.2倍	斜里町	1.6倍	池田町	2.0倍
夕張市	3.4倍	蘭越町	1.7倍	平取町	2.0倍	上ノ国町	2.7倍	剣淵町	2.1倍	清里町	1.9倍	豊頃町	1.7倍
岩見沢市	1.7倍	二セコ町	1.0倍	新冠町	1.4倍	厚沢部町	2.2倍	下川町	1.7倍	小清水町	1.8倍	本別町	2.1倍
美瑛市	2.4倍	真狩村	1.5倍	新ひだか町	1.8倍	乙部町	3.0倍	美深町	2.0倍	訓子府町	2.0倍	足寄町	1.8倍
芦別市	2.8倍	留寿都村	1.4倍	浦河町	1.9倍	奥尻町	2.3倍	音威子府村	2.3倍	置戸町	2.0倍	陸別町	1.8倍
赤平市	2.6倍	喜茂別町	1.5倍	様似町	2.4倍	せたな町	2.4倍	中川町	1.9倍	佐呂間町	2.0倍	浦幌町	2.2倍
三笠市	2.2倍	京極町	1.7倍	えりも町	1.9倍	今金町	2.0倍	幌加内町	2.3倍	遠軽町	1.8倍	帯広市	1.3倍
滝川市	1.6倍	倶知安町	1.3倍	小計	1.8倍	小計	2.2倍	旭川市	1.4倍	湧別町	2.0倍	小計	1.5倍
砂川市	1.8倍	共和町	1.7倍	留 萌				士別市	2.2倍	滝上町	2.1倍	釧 路	
深川市	2.0倍	岩内町	2.0倍	増毛町	2.3倍	小平町	2.2倍	名寄市	1.6倍	興部町	1.7倍	釧路町	2.0倍
小計	2.0倍	積丹町	推測不能	苫前町	2.1倍	羽幌町	2.1倍	富良野市	1.8倍	西興部村	1.4倍	厚岸町	2.1倍
		古平町	推測不能	初山別村	2.2倍	遠別町	2.1倍	小計	1.7倍	雄武町	1.8倍	浜中町	1.8倍
		仁木町	1.6倍	天塩町	1.9倍	天塩町	1.9倍			北見市第一	1.5倍	標茶町	1.8倍
		余市町	1.9倍	留萌市	2.3倍	留萌市	2.3倍			北見市第二		弟子屈町	2.1倍
		赤井川村	1.4倍	小計	2.1倍	小計	2.1倍			網走市	1.7倍	鶴居村	1.3倍
		小樽市	3.0倍							紋別市	1.9倍	白糠町	2.5倍
		小計	1.5倍							小計	1.8倍	釧路市	1.7倍
												小計	1.8倍
												根 室	
												別海町	1.6倍
												中標津町	1.4倍
												標津町	1.5倍
												根室市	1.1倍
												小計	1.5倍

2050年における経営面積規模（令和5年と比較した場合に1.5倍以上の経営面積となる市町村）



地方創生2.0の「基本的な考え方」概要

◆地方創生2.0の基本構想の5本柱 ※考えられる各省の施策項目を列举。基本構想に向けて具体化

○以下の5本柱に沿った政策体系を検討し、来年夏に、今後10年間集中的に取り組む基本構想を取りまとめる

①安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

- 魅力ある働き方、職場づくり、人づくりを起点とした社会の变革により、楽しく働き、楽しく暮らせる場所として、「若者・女性にも選ばれる地方（＝楽しい地方）」をつくる
- 年齢を問わず誰もが安心して暮らせるよう、地域のコミュニティ、日常生活に不可欠なサービスを維持
- 災害から地方を守るための事前防災、危機管理

②東京一極集中のリスクに対応した人や企業の地方分散

- 分散型国づくりの観点から、企業や大学の地方分散や政府機関等の移転などに取り組む
- 地方への移住や企業移転、関係人口の増加など人の流れを創り、過度な東京一極集中の弊害を是正

③付加価値創出型の新しい地方経済の創生

- 農林水産業や観光産業を高付加価値化し、自然や文化・芸術など地域資源を最大活用した高付加価値型の産業・事業を創出
- 内外から地方への投融資促進
- 地方起点で成長し、ヒト・モノ・金・情報の流れをつくるエコシステムを形成

④デジタル・新技術の徹底活用

- ブロックチェーン、DX・GXの面的展開などデジタル・新技術を活用した付加価値創出など地方経済の活性化、オンライン診療、オンデマンド交通、ドローン配送や「情報格差ゼロ」の地方の創出など、地方におけるデジタルライフラインやサイバーセキュリティを含むデジタル基盤の構築を支援し、生活環境の改善につなげる
- デジタル技術の活用や地方の課題を起点とする規制・制度改革を大胆に進める

⑤「産官学金労言」の連携など、国民的な機運の向上

- 地域で知恵を出し合い、地域自らが考え、行動を起こすための合意形成に努める取組を進める
- 地方と都市の間で、また地域の内外で人材をシェアする流れをつくる

◆基本構想の策定に向けた国民的な議論の喚起

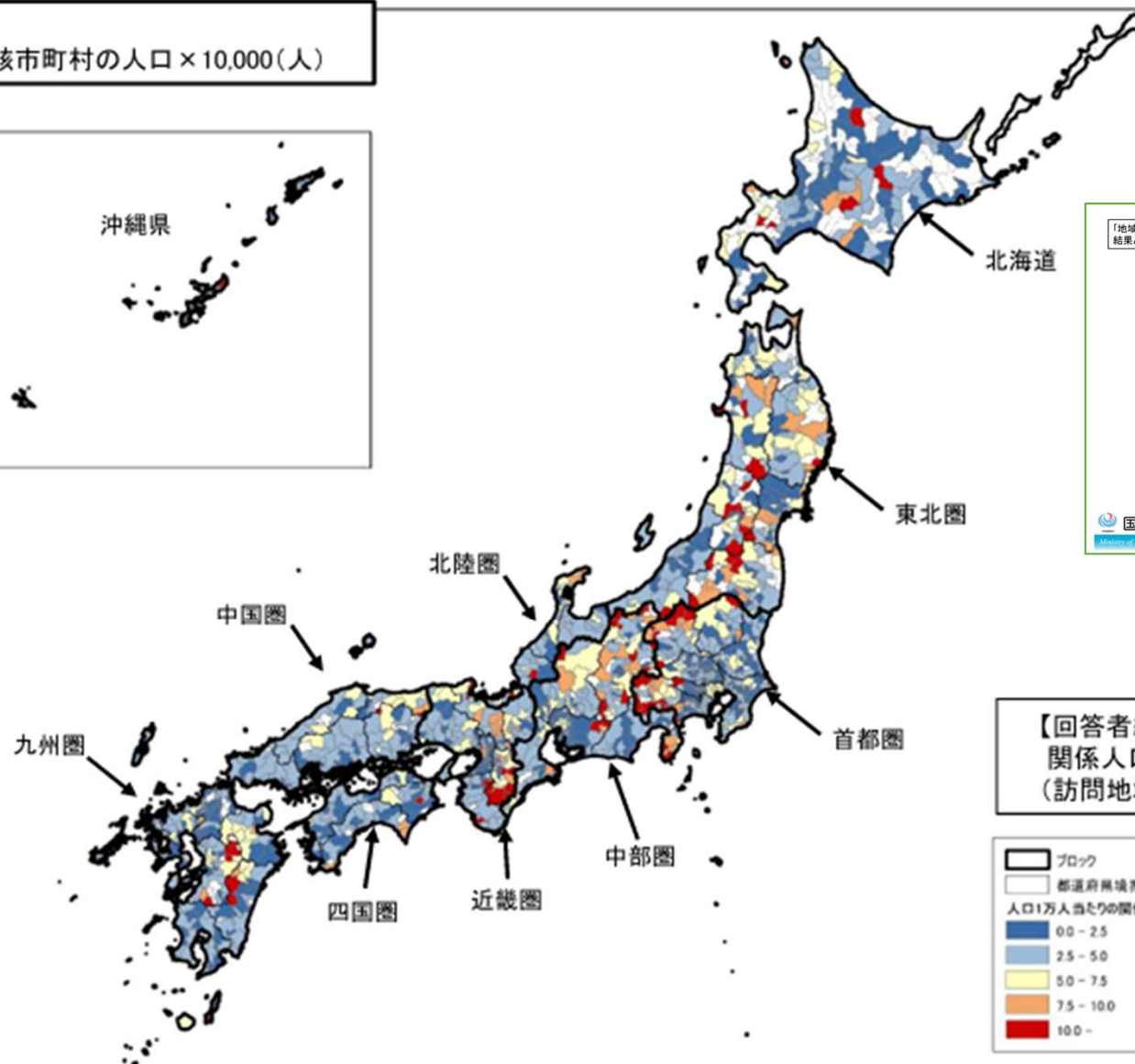
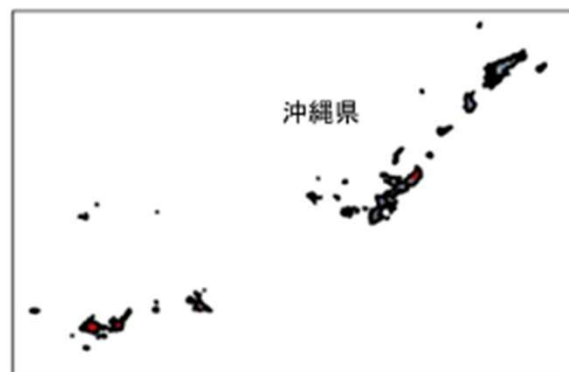
- 地方の現場をできるだけ訪問・視察し、意見交換を幅広く重ね、地方の意見を直接くみ取り、今後の施策に活かす
- 有識者会議でテーマごとに地方の現場で地方創生に取り組む関係者のヒアリングや現地視察を行い意見を直接くみ取る

(4)関係人口(訪問系)と移住の関係

一 関係人口(訪問系)の訪問先 一

【計算方法】

関係人口(訪問系)人数/当該市町村の人口×10,000(人)



「地域との関わりについてのアンケート」(国土交通省、令和2年9月実施)
結果とりまとめプレスリリース

資料1

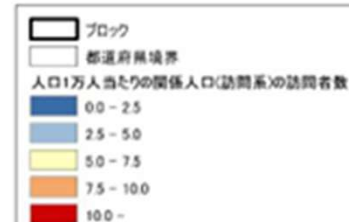
関係人口の実態把握

令和3年3月17日
国土政策局 総合計画課

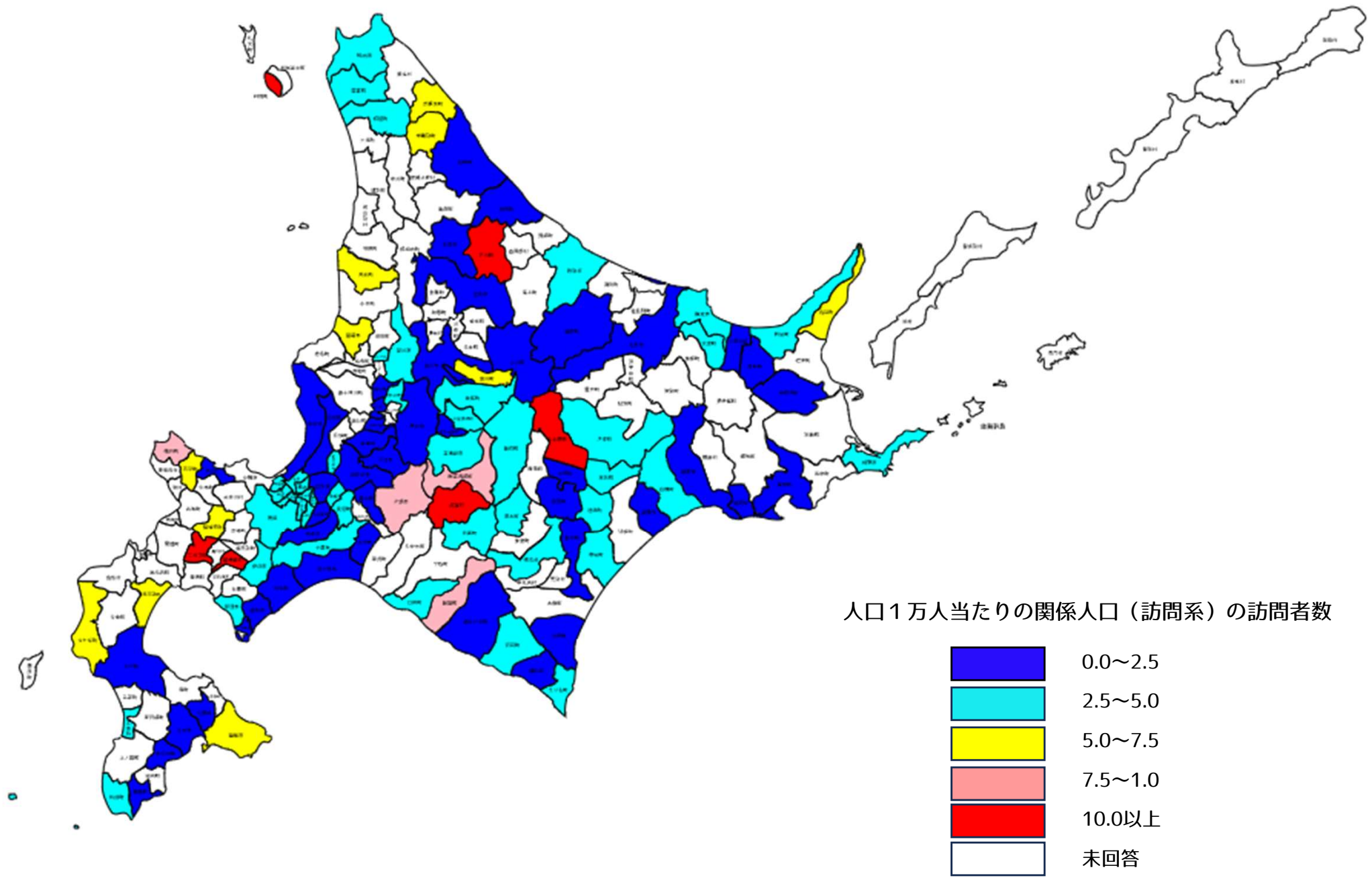
国土交通省

【回答者総数】

関係人口(訪問系): 25,924人
(訪問地域数: 51,145地域)



(出典) 「地域との関わりについてのアンケート」(国土交通省、令和2年9月実施)、訪問地域数ベース
※H27国勢調査を活用して、人口1万人当たりの関係人口(訪問系)の訪問者数を算出



北海道における関係人口（訪問系）の訪問者数（北海道農業会議試算）

0.0～2.5

振興局	市町村名	人口 (2024)	0.0人 想定	2.5人 想定
空知	奈井江町	4,819人	0人	1人
	栗山町	10,905人	0人	3人
	岩見沢市	75,522人	0人	19人
	美瑛市	18,976人	0人	5人
	芦別市	11,571人	0人	3人
	三笠市	7,465人	0人	2人
石狩	当別町	15,286人	0人	4人
	北広島市	56,903人	0人	14人
	石狩市	57,645人	0人	14人
	江別市	118,686人	0人	30人
	恵庭市	70,354人	0人	18人
胆振	白老町	15,451人	0人	4人
	安平町	7,311人	0人	2人
	室蘭市	76,519人	0人	19人
	苫小牧市	166,846人	0人	42人
	登別市	44,451人	0人	11人
日高	新ひだか町	20,591人	0人	5人
	様似町	3,901人	0人	1人
渡島	福島町	3,467人	0人	1人
	木古内町	3,644人	0人	1人
	八雲町	14,779人	0人	4人
	北斗市	43,660人	0人	11人
上川	東神楽町	9,862人	0人	2人
	上川町	3,150人	0人	1人
	中富良野町	4,579人	0人	1人
	旭川市	320,436人	0人	80人
	士別市	16,869人	0人	4人
	名寄市	25,376人	0人	6人
宗谷	枝幸町	7,300人	0人	2人
オホーツク	清里町	3,715人	0人	1人
	小清水町	4,415人	0人	1人
	遠軽町	18,068人	0人	5人
	雄武町	4,093人	0人	1人
	北見市	111,740人	0人	28人
	音更町	42,971人	0人	11人
十勝	士幌町	5,829人	0人	1人
	幕別町	25,617人	0人	6人
	広尾町	6,009人	0人	2人
釧路	釧路町	18,642人	0人	5人
	厚岸町	8,395人	0人	2人
	釧路市	157,519人	0人	39人
根室	中標津町	22,440人	0人	6人

2.5～5.0

振興局	市町村名	人口 (2024)	2.5人 想定	5.0人 想定
空知	南幌町	7,785人	2人	4人
	長沼町	10,057人	3人	5人
	秩父別町	2,229人	1人	1人
	赤平市	8,741人	2人	4人
	深川市	18,764人	5人	9人
	新篠津村	1,957人	1人	1人
石狩	千歳市	97,999人	24人	49人
	札幌市	1,956,928	489人	978人
後志	喜茂別町	1,957人	0人	1人
胆振	洞爺湖町	8,068人	2人	4人
日高	日高町	11,107人	3人	6人
	えりも町	4,178人	1人	2人
	浦河町	11,453人	3人	6人
渡島	松前町	6,030人	2人	3人
檜山	江差町	6,820人	2人	3人
上川	美瑛町	9,432人	2人	5人
	上富良野町	10,004人	3人	5人
	富良野市	19,949人	5人	10人
宗谷	豊富町	3,583人	1人	2人
	幌延町	2,102人	1人	1人
	稚内市	30,946人	8人	15人
オホーツク	大空町	6,626人	2人	3人
	斜里町	10,694人	2人	3人
	網走市	32,846人	8人	16人
	紋別市	20,260人	5人	10人
十勝	新得町	5,531人	1人	3人
	清水町	8,907人	2人	4人
	池田町	6,012人	2人	3人
	豊頃町	2,937人	1人	1人
	本別町	6,190人	2人	3人
	足寄町	6,172人	2人	3人
	帯広市	162,460人	41人	81人
釧路	白糠町	7,127人	2人	4人
根室	根室市	23,006人	6人	12人

5.0～7.5

振興局	市町村名	人口 (2024)	5.0人 想定	7.5人 想定
後志	倶知安町	16,505人	8人	12人
	古平町	2,656人	1人	2人
渡島	長万部町	4,817人	2人	4人
	函館市	240,218人	120人	180人
檜山	せたな町	6,948人	3人	5人
宗谷	浜頓別町	3,299人	2人	2人
	中頓別町	1,504人	1人	1人
留萌	苫前町	2,747人	1人	2人
	留萌市	18,695人	9人	14人
上川	東川町	8,576人	4人	6人
根室	浦臼町	4,367人	2人	3人

7.5～10.0

振興局	市町村名	人口 (2024)	7.5人 想定	10.0人 想定
空知	夕張市	6,411人	5人	6人
後志	横丹町	1,770人	1人	2人
日高	新冠町	5,137人	4人	5人
上川	南富良野町	2,288人	2人	2人

10.0以上

振興局	市町村名	人口 (2024)	10.0人以上 想定
後志	二セコ町	5,481人	5人
	留寿都村	2,036人	2人
上川	占冠村	1,591人	2人
	下川町	2,935人	3人
宗谷	利尻町	1,865人	2人
十勝	上士幌町	4,784人	5人

国土交通省：関係人口の実態把握から算出した北海道内の関係人口

818人～1,949人

5万人以上の人口を有する市町村を除いた場合の北海道内の関係人口

144人～ 357人

この規模での関係人口で、地方創生を行うことは、不可能
北海道に定期的に訪問する人の人数が、2,000人未満であるはずがない。
つまり、関係人口を把握することは不可能。
関係人口を増加することは地域の活性化において必要であるが、把握できない関係人口を
地方創生の中心に置くことに疑問。

1	三重県	239,996
2	富山県	237,390
3	山形県	237,202
4	茨城県	230,945
5	福井県	229,523
6	徳島県	224,588
7	新潟県	222,676
8	鳥取県	222,477
9	岐阜県	222,468
10	岡山県	218,193
11	山梨県	216,213
12	長野県	214,985
13	福島県	214,070
14	愛知県	212,946
15	秋田県	211,621
16	岩手県	209,741
17	島根県	207,700
18	佐賀県	207,569
19	香川県	207,475
20	滋賀県	204,087
21	熊本県	203,138
22	山口県	202,824
23	京都府	198,406
24	石川県	197,776
25	静岡県	196,364
26	奈良県	195,796
27	栃木県	194,962
28	広島県	191,767
29	宮城県	189,589
30	鹿児島県	189,543
31	高知県	189,053
32	北海道	188,203
33	宮崎県	188,019
34	福岡県	187,093
35	群馬県	185,646
36	愛媛県	184,660
37	和歌山県	183,529
38	埼玉県	178,914
39	兵庫県	176,133
40	大分県	172,923
41	長崎県	169,721
42	青森県	166,615
43	神奈川県	165,130
44	千葉県	161,591
45	大阪府	150,038
46	沖縄県	148,124
47	東京都	135,201

地方創生2.0の「基本的な考え方」概要

②東京一極集中のリスクに対応した人や企業の地方分散

- 分散型国づくりの観点から、企業や大学の地方分散や政府機関等の移転などに取り組む
- 地方への移住や企業移転、関係人口の増加など人の流れを創り、過度な東京一極集中の弊害を是正

首都圏において関係人口を増加することによって、地方創生を行うことを想定しているが、経済的豊かさでは

東京都 47位
千葉県 44位
神奈川県 43位
埼玉県 38位
群馬県 35位

と首都圏の都県は、下位グループに位置しており、経済的豊かさから見た場合関係人口を作るにしても、長距離ではなく、日帰り圏内（※2時間程度）での移動に留まるとされる。

※

国土交通省

国会等移転調査会報告選定基準の整理より。

東京からの距離

東京からの日帰り圏内、具体的には、東京からの新幹線等の鉄道利用で乗車時間2時間程度までが適当

国土交通省

都道府県別の経済的豊かさ（可処分所得と基礎支出）

通勤の機会費用を含めた経済的豊かさ